

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	85 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	84 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月及び同年10月

私が満20歳になった平成5年\*月頃に、父親が私の国民年金への加入手続を行ってくれた。

その後、国民年金保険料の未納があること、期限までに納付すれば間に合う旨の文書が役所から送付されてきたので、家族で相談をし、母親がA郵便局で申立期間を含め未納となっていた保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人には申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間を含め未納となっていた国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の保険料を納付したとする母親は保険料を完納している上、オンライン記録から、申立人が国民年金に加入した平成5年8月から6年3月までの保険料は、申立期間を除き、全て過年度納付していることが確認できることから、母親が未納であった保険料を過年度納付していながら、申立期間の保険料のみを未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 旭川厚生年金 事案 724～804（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった賞与支給一覧表から、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの

標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、〈申立期間〉（別添一覧表参照）の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 81 件（別添一覧表参照）

## 別添

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
724		男	昭和55年生		平成18年8月10日 平成18年12月20日 平成19年3月19日 平成19年8月10日	3万円 8万6,000円 6万7,000円 5万円
725		男	昭和34年生		平成19年12月20日	3万円
726		男	昭和44年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 12万7,000円
727		男	昭和42年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	14万円 12万7,000円
728		男	昭和40年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 12万7,000円
729		男	昭和55年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	11万円 12万7,000円
730		男	昭和46年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	11万円 12万7,000円
731		男	昭和29年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	15万円 12万7,000円
732		男	昭和29年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 7万9,000円
733		男	昭和37年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	10万円 12万7,000円
734		男	昭和58年生		平成18年3月20日	3万円
735		男	昭和42年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	15万円 12万7,000円
736		男	昭和43年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	14万円 12万7,000円
737		男	昭和46年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	15万円 12万7,000円
738		男	昭和31年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 12万7,000円
739		男	昭和39年生		平成18年3月20日	7万9,000円
740		男	昭和55年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	8万円 7万9,000円
741		男	昭和25年		平成17年3月28日 平成18年3月20日	11万円 12万7,000円
742		男	昭和28年生		平成18年3月20日 平成18年8月10日 平成18年12月20日 平成19年3月19日 平成19年8月10日	6万9,000円 4万9,000円 7万7,000円 6万7,000円 5万円
743		男	昭和32年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	2万円 7万9,000円
744		男	昭和43年生		平成18年3月20日	7万9,000円
745		男	昭和44年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	14万円 12万7,000円

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
746		男	昭和23年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	35万円 34万2,000円
747		男	昭和31年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	2万円 6万9,000円
748		男	昭和27年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	14万円 12万7,000円
749		男	昭和25年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	27万円 29万3,000円
750		男	昭和39年生		平成18年3月20日	24万4,000円
751		女	昭和50年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	18万円 17万6,000円
752		男	昭和42年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	30万円 29万3,000円
753		男	昭和43年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	22万円 21万5,000円
754		男	昭和30年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	12万円 12万7,000円
755		男	昭和38年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	16万円 13万7,000円
756		男	昭和44年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	8万円 7万9,000円
757		男	昭和45年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	6万円 7万9,000円
758		男	昭和31年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 12万7,000円
759		男	昭和42年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	15万円 13万7,000円
760		男	昭和48年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	15万円 13万7,000円
761		男	昭和36年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	16万円 13万7,000円
762		男	昭和31年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	30万円 29万3,000円
763		男	昭和54年生		平成18年3月20日	3万円
764		男	昭和55年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	7万円 6万9,000円
765		男	昭和24年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 11万8,000円
766		男	昭和35年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 11万8,000円
767		男	昭和28年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	10万円 12万7,000円
768		男	昭和44年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 12万7,000円
769		男	昭和23年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	16万円 13万7,000円
770		男	昭和22年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	13万円 12万7,000円

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
771		男	昭和26年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	14万円 12万7,000円
772		男	昭和44年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	10万円 12万7,000円
773		女	昭和27年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	1万円 3万円
774		男	昭和28年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	8万円 7万9,000円
775		女	昭和21年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
776		女	昭和27年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	1万円 3万円
777		女	昭和29年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	1万円 3万円
778		男	昭和28年生		平成17年12月20日	4万9,000円
779		女	昭和21年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
780		女	昭和28年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
781		女	昭和33年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
782		男	昭和22年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	18万円 17万6,000円
783		男	昭和21年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	17万円 12万7,000円
784		男	昭和57年生		平成18年12月20日	2万9,000円
785		女	昭和41年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
786		女	昭和51年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
787		女	昭和23年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
788		女	昭和23年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
789		女	昭和23年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
790		女	昭和23年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
791		女	昭和26年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
792		男	昭和50年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
793		男	昭和49年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	10万円 12万7,000円
794		女	昭和43年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
795		男	昭和47年生		平成16年3月21日 平成17年3月28日	14万円 13万円
796		女	昭和16年生		平成17年3月28日	3万円
797		女	昭和54年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
798		男	昭和23年生		平成16年3月21日 平成17年3月28日	14万円 13万円
799		女	昭和27年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
800		男	昭和22年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	12万円 12万7,000円
801		男	昭和23年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	16万円 12万7,000円
802		女	昭和14年生		平成17年3月28日 平成18年3月20日	3万円 3万円
803		男	昭和20年生		平成16年3月21日 平成17年3月28日	32万円 15万円
804		男	昭和58年生		平成17年12月20日 平成18年8月10日 平成18年12月20日 平成19年3月19日 平成19年8月10日	3万円 4万9,000円 8万6,000円 5万8,000円 5万円

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成19年4月5日、資格喪失日が20年5月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を19年4月5日、資格喪失日を20年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を19年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月は11万円、同年11月は10万4,000円、同年12月及び20年1月は9万8,000円、同年2月は10万4,000円、同年3月及び同年4月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月5日から20年5月1日まで  
② 平成20年3月24日

申立期間①について、年金の記録を確認すると、厚生年金保険の被保険者期間が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、厚生年金保険被保険者資格取得届

等を年金事務所に提出したが、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の A 株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 19 年 4 月 5 日、資格喪失日が 20 年 5 月 1 日とされ、当該期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A 株式会社から提出のあったタイムカード及び給与支給一覧表から、申立人は、申立期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与支給一覧表において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成 19 年 4 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円、同年 10 月は 11 万円、同年 11 月は 10 万 4,000 円、同年 12 月及び 20 年 1 月は 9 万 8,000 円、同年 2 月は 10 万 4,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A 株式会社から提出のあった賞与支給一覧表から、申立人は、申立期間②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成19年9月19日、資格喪失日が20年7月18日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を19年9月19日、資格喪失日を20年7月18日とし、当該期間の標準報酬月額を19年9月及び同年10月は9万8,000円、同年11月は11万円、同年12月は10万4,000円、20年1月は9万8,000円、同年2月は11万円、同年3月は9万8,000円、同年4月は11万円、同年5月及び同年6月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月19日から20年7月18日まで  
② 平成20年3月24日

申立期間①について、年金の記録を確認すると、厚生年金保険の被保険者期間が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、厚生年金保険被保険者資格取得届等を年金事務所に提出したが、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成19年9月19日、資格喪失日が20年7月18日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A株式会社から提出のあったタイムカード及び給与支給一覧表から、申立人は、申立期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与支給一覧表において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、19年9月及び同年10月は9万8,000円、同年11月は11万円、同年12月は10万4,000円、20年1月は9万8,000円、同年2月は11万円、同年3月は9万8,000円、同年4月は11万円、同年5月及び同年6月は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A株式会社から提出のあった賞与支給一覧表から、申立人は、申立期間②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成18年8月1日、資格喪失日が22年9月25日とされ、当該期間のうち、18年8月1日から20年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の同社における資格取得日を18年8月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を18年8月は26万円、同年9月から19年2月までは24万円、同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は22万円、同年8月は10万4,000円、同年9月は12万6,000円、同年10月から20年7月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑥までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日は2万9,000円、19年3月19日は3万9,000円、同年8月10日は5万円、同年12月20日は10万円、20年3月24日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月1日から20年8月1日まで  
② 平成18年12月20日

- ③ 平成 19 年 3 月 19 日
- ④ 平成 19 年 8 月 10 日
- ⑤ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 20 年 3 月 24 日

申立期間①について、年金の記録を確認すると、厚生年金保険の被保険者期間が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、厚生年金保険被保険者資格取得届等を年金事務所に提出したが、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②から⑥について、年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の A 株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 18 年 8 月 1 日、資格喪失日が 22 年 9 月 25 日とされ、当該期間のうち、18 年 8 月 1 日から 20 年 8 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A 株式会社から提出のあったタイムカード及び給与支給一覧表から、申立人は、申立期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与支給一覧表において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、18 年 8 月は 26 万円、同年 9 月から 19 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 10 万 4,000 円、同年 9 月は 12 万 6,000 円、同年 10 月から 20 年 7 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑥について、A株式会社から提出のあった賞与支給一覧表から、申立人は、申立期間②から⑥に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は2万9,000円、19年3月19日は3万9,000円、同年8月10日は5万円、同年12月20日は10万円、20年3月24日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑥の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 旭川国民年金 事案570

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで

私は、平成10年11月に厚生年金保険から国民年金への変更手続きをした際に、付加年金への申出を行い、その後、付加年金を辞退していない。

平成11年6月にA市からB町の両親宅に転居し、同町役場の年金窓口で、申立期間の国民年金保険料を、定額保険料と付加保険料を合わせ前納したが、申立期間の付加保険料が未納となっている。

申立期間について、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、B町役場の窓口で定額保険料と付加保険料を前納したと主張しているところ、同町の検認状況一覧表では、申立人の保険料の区分を示す欄は、定額保険料と付加保険料を納付している場合に記載される「付加」となっておらず、定額保険料を納付している場合に記載される「定額」となっている上、その納付金額は1年分の定額保険料のみを前納した場合の金額であることが確認でき、付加保険料が納付された形跡は無い。

また、B町では、付加年金加入者の確認方法については、「付加年金が任意加入であることから、転入者の場合、B町役場の窓口で付加年金に加入する旨の申出をした場合に付加年金加入者として取り扱っていた。」と回答している上、申立人は、A市からB町への転入手続の際に、「B町役場において、付加年金加入の申出を行った記憶は定かでない。」と述べていることから、申立人は同町において、付加年金に加入している旨を申し出ておらず、同町においても、申立人が同町に転入する前から付加年金への申出を行っていることを把握していなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

国民年金法の改正により、学生は国民年金に強制加入になる旨の通知文書が送付されたので、平成3年4月頃に、この文書に同封された国民年金の加入届と国民年金保険料の免除申請書を郵送により提出した。

この当時、大学の友人と大学生であっても国民年金の強制加入になることが話題となり、国民年金保険料の免除申請書等を郵送した記憶があるので、申立期間の保険料納付は免除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に国民年金の加入届と国民年金保険料の免除申請書を郵送により提出したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金に加入していたことを示す記載は無い上、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できることから、保険料の免除申請手続を行うことはできない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。